

出来ない」との旨をいわれ、再開発組合、商工会議所、津山市の関係者及び街づくり会社は、その対策や原因などを調査したり、話し合ったりしていますが、基本的な解決策を見出せないままに、県の是正命令が出るまで、「特定の人たち」だけで「資金不足問題」は扱われてきたといえます。

そして、後で、子細を述べますが、補助金適正化法に反する金額である「四億二千五百万円」の工事代を支払うことだけを「整理」しています。

この整理の仕方は、組合、熊谷組、街づくり会社、津山市の「極限られた人たち」で実行されており、補助金が「工事代以外の資金として使用された」疑いがあり、今少しの調査が必要です。

街づくり会社から中央街区組合へ 四億二千五百万円の貸付金問題

アルネビル本体工事九十九億二千二

百万円と文化施設内装工事費十一億二百万円、あわせて、百十億二千四百万円の内、補助対象額八十億三千七百万円のうち、七十六億二千万円しか支払われてなく、組合に資金がないということで、結果として、街づくり会社から二億二千五百万円、駐車場管理会社、地域振興株式会社から二億円、合計四億二千五百万円が貸し付けられ、中央街区再開発組合に貸付、組合が熊谷組に支払う、ということとで「それなりの解決」をしています。

結果としては、第一回目のリノベーション補助金のなかから、街づくり会社へ支払われるという仕組みになっています。街づくり会社、地域振興株式会社には「資金がない」ということで、津山市から「運営管理費」など、いろんな名目で考えられていた時期でもあり、四億円も「貸し付ける資金を保有していた」というのも不思議ですし、「権利者商店の内装費貸付金」として初期の段階で処理しようとした疑いもあり、いま少し突っ込んでの調査が必要です。

熊谷組未払いと補助金適正化と 行政の関係

熊谷組も、派遣職員であったBさんも、この補助金適正化法をクリアした金額に一円の上乗せもない状態でしか、工事代金をもらっていないという事実も不思議なことです。

再開発組合と銀行との間で「補助金で支払うという契約があった」わけですが、熊谷組から派遣されていたBさんも含めて「熊谷組の工事代・都市設計連合の設計委託費」に支払わないで、銀行支払いに先に補助金が使われるという「契約」そのものを、よくぞ認めたものだと不思議な事実が明確になっています。

銀行支払いと組合、補助金の流れ

平成六年に、中央街区再開発組合とC、D、Eとの間で「金銭消費貸借契約」